

# 七合小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

七合小学校では、児童の尊厳を保持するために、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定、「栃木県いじめ防止基本方針」(平成26年4月(改定 平成29年1月)。以下「県基本方針」という。)に基づき、基本方針を定めるものである。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめ防止等の対策に関する基本的理念

- ① 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- ② 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- ③ いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校内外で連携して、いじめの問題を克服することを目指す。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条第1項)

## 2 学校いじめ対策組織

いじめ未然防止、いじめの早期発見・いじめへの対処を行うために、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

### (1) 構成メンバー

- |                     |                |                 |         |
|---------------------|----------------|-----------------|---------|
| ・校長                 | ・教頭            | ・教務主任           | ・児童指導主任 |
| ・養護教諭（教育相談コーディネーター） |                | ・特別支援教育コーディネーター |         |
| ・スクールカウンセラー         | ・スクールソーシャルワーカー | など              |         |
- ※ 必要に応じて、外部専門家に入っていただく。

### 3 いじめの未然防止

#### (1) 児童による活動

- ・いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるということを踏まえ、いじめに向かわせないために、児童が主体的にいじめ問題について考えるたり、議論したりするような活動に取り組む。

#### (2) いじめを抑止する行動

- ・傍観者とならず、いじめを報告したり、止めさせたりするための行動をとる重要性の理解を深める。

#### (3) 「授業づくり」や「集団づくり」

##### ① 子どもが意欲的に取り組む「授業づくり」に努める。

- ・「できた」「分かった」という喜びや達成感が味わえるような授業
- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育む授業
- ・一人一人の実態に配慮した授業 など

##### ② 学びに向かう「集団づくり」に努める。

- ・一人一人が学級に所属感や連帯感を感じる居心地のよい学級
- ・ルールが児童に共有され、当たり前のこととして定着している学級
- ・互いに高め合える学級

#### (4) 互いを認め合う人間関係づくり

- ・集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ・全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指し、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・道徳教育を充実させ、豊かな情操や道徳心を育む。
- ・多様性を認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育てる。(「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚の育成)

### 4 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって早い段階から関わりをもち、いじめの可能性を疑い、組織的に取り組む。

#### (1) 日常での取り組み

- ・日常の観察
- ・気軽に相談しやすい雰囲気づくり
- ・教職員による情報交換
- ・家庭や地域、関係機関との連携

## (2) いじめの把握

- ① 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- ② 教育相談体制の整備
  - ・教育相談週間の定期的（毎学期に1回）実施
  - ・スクールカウンセラーなどの学校内外の専門家の活用

## (3) 相談機関等の周知

- ・学校内外の相談窓口の周知
- ・いじめに悩んだときの相談方法についてのリーフレット等の配付

（別添資料「那須烏山市立七合小学校いじめ相談窓口リーフレット」）

## 5 いじめに対する措置

「学校いじめ対策委員会」が、中心となって措置を行う。（別紙1）

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合  
(いじめ防止対策推進法 第28条第1項第1号)
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合  
(同 第28条第1項第2号)

### (2) 平時からの備え

- ① いじめの積極的な認知や早期発見を徹底し、いじめを重大化させないよう取り組む。
- ② 教育委員会と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始できるよう連携体制をつくる。また、実効的な役割を果たせるよう、学校以外とも連携体制をつくる。

### (3) 重大事態発生時の対応

- ① 市教育委員会に報告するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ② 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会の指示の下、学校組織を挙げて行う。
- ③ いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

## 7 保護者・地域との連携

- ・年度初めに、「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめ問題への取り組み」について、改善を図る。

